

東大阪ブランド新規申請にかかる提出書類等について

様式類はホームページよりダウンロードできます

1. 東大阪ブランド認定応募用 製品チェックシート

ナンバーワン製品(特定の市場でトップシェアを記録する製品)、オンリーワン製品(全国で唯一、自社のみが製造している製品)、プラスアルファ製品(従来製品にない付加機能、付加価値を有する商品)それぞれがチェックできるようになっていますので、ご記入いただき、ご提出ください。プラスアルファでの申請の場合は、プラスアルファ製品認定用のチェックシートもありますので、忘れずにご記入ください。

2. 東大阪ブランド認定応募申請書

申請書、企業の概要、応募理由証明書の3枚1組となっています。応募製品が複数の場合、応募理由証明書は1製品につき1枚、ご提出ください。応募製品の概要、特徴等は製品パンフレット等を別途添付してください。

3. 東大阪ブランド申請にかかる納税証明書

A4版 2枚1組となっています。東大阪ブランド認定には、市税の滞納がないことが条件となりますので、納税証明申請書に必要事項を記入、押印の上、申請書および証明書の両方を東大阪市本庁舎3階 納税課へお持ちいただき、納税証明の交付を受けてください。なお、本証明については各行政サービスセンターでは対応できませんので、ご注意ください。

4. 提出していただく書類

東大阪ブランド新規申請につきましては、上記1.～3.の3点と、その中に記載のある添付が必要な書類を合わせて、東大阪ブランド推進機構事務局までご提出ください。郵送でもかまいませんが、できれば事前に連絡の上、事務局まで直接ご持参ください。

また、ご不明な点があればいつでもお問い合わせください。

- ①東大阪ブランド認定応募用 製品チェックシート
- ②東大阪ブランド認定応募申請書
- ③東大阪ブランド申請にかかる納税証明書
- ④上記中で必要となる添付書類

5. その他

(1) 年会費について

東大阪ブランドに認定されますと、活動の運営費として年会費をお支払いいただく必要があります。1製品の認定ですと、年会費は20,000円、製品が1つ増えるごとに10,000円ずつの加算となりますが、上限を40,000円としております。

(2) 認定製品の更新審査について

東大阪ブランドに認定されました製品においても、一定期間が経過すると製品市場が変化することが予想されます。そのため、認定後3年が経過するごとに、更新審査を受けていただくことが必要となります。

【お問い合わせ先】

東大阪ブランド推進機構事務局
(東大阪市経済部モノづくり支援室内)
〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1
TEL:06-4309-3177 FAX:06-4309-3846
E-mail; monodukuri@city.higashiosaka.lg.jp